

**会社法改正に伴う有価証券上場規程等の一部改正による
「適時開示ガイドブック」の改訂の概要**

当取引所は、今般、有価証券上場規程等を一部改正しましたが、あわせて「適時開示ガイドブック」（以下、「ガイドブック」といいます。）についても所要の改訂を行いました。以下、概要を示します。

1. 適時開示事由の追加等

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則において、特別支配株主の株式等売渡請求に関する適時開示事由（決定事実及び発生事実）及び全部取得条項付種類株式の全部の取得に関する適時開示事由（決定事実）が新設されたため、ガイドブックに開示項目の追加を行いました。

また、会社法改正により、キャッシュアウトの手法として株式併合が用いられるようになることも想定されるため、株式併合の開示項目の記載に、「上場廃止が見込まれる株式併合を行う場合」についての開示事項を追加するなど、所要の改訂を行いました。

(※) キャッシュアウトに関する上記各手法が、公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合には、上場会社において先行する公開買付け等に係る意見表明の開示が行われていることから、当該開示と重複する記載などを省略しても差し支えないものとしています。

(※) 上場会社が、上記各手法を用いてキャッシュアウトを行うことについての決定を行った場合には、算定機関が作成する算定書の提出が必要となります。ただし、当該各手法が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、キャッシュアウトの対価が公開買付け価格と同一の価格であり、当該各手法を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、算定書の提出は不要とします。

2. その他の主要な変更点

(1) 第三者割当による株式等の募集に関する開示

第三者割当による株式等の募集により割当予定先（改正会社法第2条第4号の2に規定する親会社等を除く）が特定引受人となる場合（割当予定先がその子会社等と合わせて議決権の過半数を有することとなる場合）には、会社法上の株主通知事項である以下の内容を記載することが必要となります。

- ・ 社外取締役を置く上場会社において、当該社外取締役の意見が取締役会の判断と異なる場合には、その意見
- ・ 当該第三者割当に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見の内容

(2) 公認会計士等の異動に関する開示

会社法改正により、会計監査人の異動に係る株主総会付議案は、監査役会、監査等委員会又は監査委員会が決定することとなります。監査役会、監査等委員会又は監査委員会が当該議案の決定を行った場合、直ちに適時開示を行うことが必要となります。

(3) 提出書類

会社法改正に伴い提出書類の追加を行っています。

3. その他

その他所要の改訂を行っています。

以 上